

# 公認会計士制度とは

公認会計士制度について

経済の変化・変遷とともに。

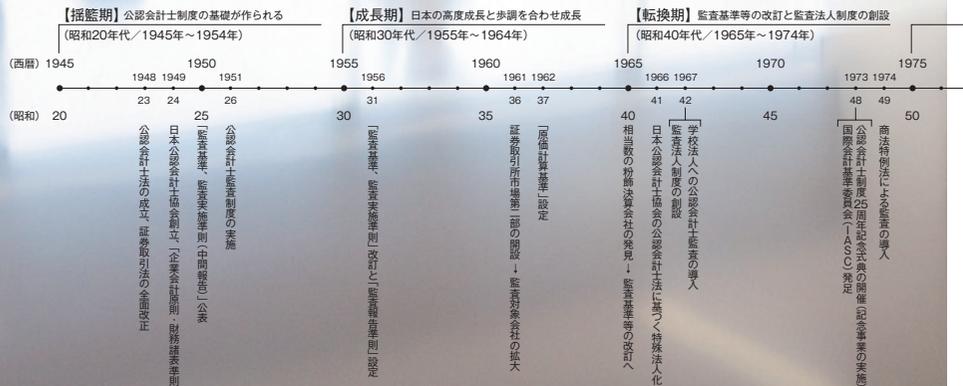
公認会計士制度は"市場の番人"として進化を続けています。



## System & History

### 公認会計士の成り立ち・変遷

公認会計士制度は財閥解体、証券の民主化、個人株主の増大化政策の一環として1948年(昭和23年)に創設されて以来、60年以上の歩みを重ねてきました。この間、さまざまな段階を経て今日に至っているわけですが、大きく「揺籃期」「成長期」「転換期」「伸展期」「変革期」に区分することができます。それぞれの区分における主なできごとは、下記のとおりです。



現代のような高度化した資本主義社会においては、会社の運営(経営者)と所有(株主)は分離しています。経営者は年1回以上、定期的に株主に経営状況を報告しなければならず、その際に用いる正確な状況を報告するための資料=財務諸表の信頼性を確保する「公正な立場でのチェック機構」として誕生し、発展を遂げてきたのが、公認会計士制度です。

近年ではさらなる独立性、公正性、守秘義務など高度なプロフェッショナリズムが求められ、2003年の公認会計士法改正においては公認会計士の使命条項が第1条に掲げられ、独立性のさらなる強化が図られました。さらに2007年の公認会計士法改正においては、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直しが行われ、「市場の番人」としての公認会計士の資質を常に研鑽するべく、プロフェッショナリズムの強化が図られています。

### 独立性を守るために

監査の結果である監査報告書が広く信頼されるためには、監査を行う監査人は、監査を受ける会社等から独立した立場にいない限りません。この独立性をいっそう強固にするため、公認会計士法は次のような制度を設けています。

#### 1 大会社等を対象とした監査業務と一定の非監査証明業務(記帳代行業務等)の同時提供の禁止

監査人自らが行った業務を対象として監査を行うという自己監査や、経営判断に関与するおそれのある監査以外の業務から報酬を得ることにより不公正な監査が行われる危険を排除するため、非監査証明業務の同時提供を禁止する。

#### 2 大会社等の監査を対象とした長期間継続監査の禁止(ローテーション制)

大会社等の監査を行う監査責任者である公認会計士は、7会計期間(大規模監査法人の筆頭業務執行社員等は、5会計期間)をもってその担当を交代することが義務付けられる。

#### 3 公認会計士の就職制限

公認会計士が監査人を辞任した後に、監査を実施した会社等の役員等へ就任することを、監査を担当した会計期間の翌会計期間が終了するまで禁止する。

その他日本公認会計士協会の倫理規則において、公認会計士は、保証業務を受嘱又は継続するに際し、依頼人から独立した立場を保持しなければならないと規定されている。

